

# 広島都市学園大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なう。

2 前項に規定する自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知をはかることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(学部、学科及び専攻・コース)

第4条 本学に次の学部、学科及び専攻を置く。

学 部	学 科	専 攻
健康科学部	看護学科	—
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻 作業療法学専攻
子ども教育学部	子ども教育学科	—

2 本学の子ども教育学部子ども教育学科に、教育目標に応じて次の履修コース（以下「コース」という。）を設ける。

小学校教育コース

初等教育コース

保育・幼児教育コース

特別支援教育コース

ジュニアスポーツ教育コース

(大学院及び専攻科)

第4条の2 本学に大学院及び専攻科を置く。

2 大学院の学則並びに専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

(学部及び学科の目的)

第5条 本学の学部及び学科の目的は次のとおりとする。

2 健康科学部は、本学の建学の精神「心技一体」を踏まえ、「心」としての理論と「技能・技術」としての実践を統合化できる人間性豊かな人材を育成することを目指し、保健・医療・福祉の専門職者として、幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、他職種との連携・協働によりヒューマンケアを実践できる人材を養成することを教育目標としている。

一 看護学科は、看護職者として、人間を幅広い領域から捉え人を愛する心と専門技術を統合し実践できる能力を持ち、高度な看護知識・技術を応用し新たな価値を創造する能力を備えるとともに、他職種と協働してチーム医療を実践し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応し得る人物的にもすぐれた人材を養成することを目的とする。

二 リハビリテーション学科は、医療職者としての優れた人格と、リハビリテーション専門職者としてのキャリアを全うし得る深い知的・技術的素養を培い、小児から高齢者に至る幅広い年齢層の身体的・社会的に多様な問題を抱えた対象者に、他職種と協働してチーム医療を実践し、先進的リハビリテーションから在宅医療まで適切に実践できる包括的能力を備えた人材を養成する。

3 子ども教育学部は、本学の建学の精神「心技一体」を踏まえ、「心」としての理論と「技能・技術」としての実践を統合化できる人間性豊かな人材を育成することを旨とし、専門分野の知識・技能とともに、それに関連する分野について幅広く学び、豊かな人間性を基礎に、社会の問題に実践的に対応できる人材を養成することを教育目標とする。

一 子ども教育学部は、博愛精神やヒューマニズムに満ちた慈愛を持ち、特別な支援に関する正確な知識とケアの精神を持った人材を、質の高い子ども教育の担い手として育成するため、教育・研究することである。また、次世代を担える人材を育てることによって社会貢献に努めることを目的とする。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
健康科学部	看護学科	—	100	—	400
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	60	—	240
		作業療法学専攻	40	—	160
子ども教育学部	子ども教育学科	—	78	4	320
合計			278	8	1,120

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 春季休業 4月1日から4月8日まで
- 四 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- 五 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項の第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日に関しては、学長がその都度別に定める。

(創立記念日)

第9条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

## 第2章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第10条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第18条及び第18条の2の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

## 第3章 入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 高等学校及び中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1号の規定により、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第2号の規定により、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により、文部科学大臣が指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 その他18歳に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願手続き)

第 13 条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 14 条 前条の規定により入学を志願した者に対して、入学の選考を行う。

2 選考の方法については、その都度公示する。

(入学手続)

第 15 条 前条により合格とされた者は、正・副保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

2 前項の正保証人は保護者、副保証人は独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限るものとする。

3 正・副保証人は、保証する学生について、在学中の一切の事柄について連帯して責任を負わなければならない。

(入学許可)

第 16 条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責任を負うことができないときは、新たに保証人を定めなおして誓約書を提出しなければならない。

(改姓等)

第 17 条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍、転居をしたときは、ただちに証明書類を添えて、その旨を届けなければならない。

(再入学)

第 18 条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者は、原則として、原学年に再入学させ、既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、学長の認定するところによる。

(編入学)

第 18 条の 2 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を希望する者については、選考の上、第 3 年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者又は大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者

二 短期大学、高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門学校のうち文部科学大臣の定める基準（平成 10 年 8 月 14 日文高専第 185 号）を満たすものを卒業した者

四 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者

五 本学において、短期大学又は専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、学長の認定

するところによる。

(転学部および転学科)

第 18 条の 3 転学部および転学科に関する規程は、別にこれを定める。

#### 第 4 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目分類、修得単位数及び卒業所要単位数)

第 19 条 本学の学部、学科及び専攻の各授業科目の分類、修得単位数及び卒業所要単位数は、健康科学部においては、看護学科については別表 1、リハビリテーション学科 理学療法学専攻については別表 2、リハビリテーション学科 作業療法学専攻については別表 3 のとおり定める。また、子ども教育学部 子ども教育学科については別表 4 のとおり定める。

2 各学部の授業科目の履修に関する規程についてはそれぞれ別に定める。

(1 年間の授業期間)

第 20 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第 20 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

四 教育上必要があるときは、講義については 30 時間の授業、演習については 15 時間の授業、実習については 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(単位の授与)

第 22 条 各授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を授与する。ただし、授業科目により、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 各授業科目の単位は、第 19 条第 1 項の別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 において定めるところによる。

(成績の評価)

第 23 条 成績の評価は、S、A、B、C、D の評語をもって行い、S、A、B、C を合格とする。

2 急病、その他の正当な事由があつて、第 22 条第 1 項に定める試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 24 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 31 条の規定により修得したものとみなす、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学学生の本学授業科目の履修)

第 24 条の 2 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位数の認定)

第 25 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30 単位を超えないものとする。

## 第 5 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 26 条 学長は、教授会の議を経て、本学に 4 年（第 18 条、第 18 条の 2 により入学した者については、同条によりそれぞれ定められた在学すべき年数）以上在学し、第 19 条第 1 項に定める各学部、学科及び専攻の所定の単位以上を修得した学生について卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

第 27 条 学長は、前条に定めるところにより卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

2 学長は、前項の卒業証書を授与された者に対して学士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(免許・資格)

第28条 本学の各学科、専攻において取得することができる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許・資格
健康科学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格
	リハビリテーション学科 (理学療法学専攻) (作業療法学専攻)	理学療法士国家試験受験資格 作業療法士国家試験受験資格
子ども教育学部	子ども教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者領域) 保育士資格

- 2 保健師助産師看護師法に定める看護師国家試験の受験資格を取得するには、第19条第1項別表1に定める単位を修得しなければならない。
- 3 保健師助産師看護師法に定める保健師国家試験の受験資格を取得するには、第19条第1項別表1に定める単位を修得し、かつ指定した科目の単位を修得しなければならない。
- 4 理学療法士及び作業療法士法に定める理学療法士国家試験の受験資格を取得するには、第19条第1項別表2に定める単位を修得しなければならない。
- 5 理学療法士及び作業療法士法に定める作業療法士国家試験の受験資格を取得するには、第19条第1項別表3に定める単位を修得しなければならない。
- 6 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、及び特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、第19条第1項別表4に定める単位を修得するほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 7 その他、教員免許状を取得するために必要な事項は、別に定める。
- 8 保育士資格を取得するには、第19条第1項別表4に定める単位を修得するほか、児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

## 第6章 休学・復学・留学・退学・転学・除籍

(休学)

第29条 学生が病気その他やむをえない事由により、2月以上修学することができない場合は、学長が定める休学願書に所定の書類を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、教授会の議を経て、学生が病気その他の事由により修学することが適

当でないと思えられる場合は、1年以内の休学を命ずることができる。

3 前項に定める休学期間は、特別の事情があるときは、更に1年を超えない範囲で更新することができる。

4 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

5 休学した期間は、第10条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(留学)

第31条 学生が、外国の大学またはこれに相当する教育機関に留学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、教授会の議を経て、学生が外国の大学またはこれに相当する教育機関に留学することを許可することができる。

3 前1項による留学の期間は、学修の成果に応じて、第26条に定める期間に算入することができる。

(退学又は転学)

第32条 学生が、やむをえない事情によって退学または転学しようとするときは、学長が定める書類を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学長は、教授会の議を経て、学生が退学または転学することを許可することができる。

(除籍)

第33条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

一 第10条第2項に定める期間、在学してもなお卒業できない者

二 第29条第3項に定める期間を経過してもなお復学できない者

三 死亡した者又は長期間にわたり行方の知れない者

四 正当な理由がなく、第37条に定める学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

五 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと思えられる者

## 第7章 賞罰

(表彰)

第34条 学長は、教授会の議を経て、学生として表彰に値する行為があった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学長は、教授会の議を経て、学生が学則や遵守すべき規程に違反し、本学の秩序を乱し、又は著しく学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - 二 学力が劣等で、成業の見込みがないと認められた者
  - 三 正当な理由がなく、授業に出席しない者
  - 四 本学の秩序を乱し、その他著しく学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、第10条第2項に規定する期間に算入する。

## 第8章 入学検定料及び学費

(入学検定料)

第36条 入学検定料は、別表5のとおりとする。

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項にかかわらず減免をおこなうことができる。  
(学費)

第37条 学費は、別表6のとおりとする。

- 2 学生は、休学、退学及び転学する場合又は除籍の処分を受けた場合は、その日の属する学期の学費を納付しなければならない。
- 3 学費の納付に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の入学検定料等)

第38条 既納の入学検定料、及び学費は返戻しない。ただし、一般入学手続完了者に限り、入学前年度3月31日(必着)までに、本学所定の用紙により本学への入学辞退を申し出た場合は、入学検定料ならびに入学金を除いた学費および、諸経費を返還する。

## 第9章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第39条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、教育研究上支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第40条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者がいるときは、教育研究上支障のない限り、選考の上、単位認定を希望しない聴講生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを希望する者がいるときは、教育研究上支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定する研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 42 条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 職員組織等

(職員)

第 43 条 本学に、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。

(事務局)

第 44 条 本学に事務局を置く。

(大学部長会)

第 45 条 大学の管理運営を円滑に行うための連絡・調整を行う機関として、本学に大学部長会を置く。

2 前項に規定する大学部長会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 46 条 教学に関する重要な事項を審議するために、本学の学部教授会を置く。

2 前項に規定する教授会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(学内委員会)

第 47 条 本学に、入学試験委員会その他の学内委員会を置くことができる。

## 第 11 章 付属施設

(図書館)

第 48 条 本学に、図書館を置く。

2 前項に規定する図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 厚生施設

(保健室)

第 49 条 本学に、保健室を設け、本学の学生及び職員の健康相談に応じ、必要な場合、救急処置を行う。

## 第 13 章 公開講座等

(公開講座)

第 50 条 本学は、地域の人々の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

(施設の開放)

第 51 条 本学は、地域との連携を高め、協働していくために本学の施設を開放することができる。

## 附 則

- 1 本学則施行に必要な規程は、別に定める。
- 2 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 4 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 5 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。また、本学則第 6 条の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 29 年度までは、収容定員を次のとおりとする。

学部・学科		年 度			
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康科学部	看護学科	400 人	400 人	400 人	400 人
	リハビリテーション学科	200 人	300 人	400 人	400 人
子ども教育学部	子ども教育学科	80 人	160 人	240 人	320 人
合 計		680 人	860 人	1,040 人	1,120 人

- 6 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 7 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。また、本学則第 6 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 31 年度までは、収容定員を次のとおりとする。

平成 28 年度	学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
	健康科学部	看護学科	100	—	400
		リハビリテーション学科	100	—	400
	子ども教育学部	子ども教育学科	78	—	238
合 計			278	—	1,038
平成 29 年度	学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
	健康科学部	看護学科	100	—	400
		リハビリテーション学科	100	—	400
	子ども教育学部	子ども教育学科	78	—	316
合 計			278	—	1,116
平成 30 年度	学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
	健康科学部	看護学科	100	—	400
		リハビリテーション学科	100	—	400
	子ども教育学部	子ども教育学科	78	—	314
合 計			278	—	1,114

	学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
平成 31 年度	健康科学部	看護学科	100	—	400
		リハビリテーション学科	100	—	400
	子ども教育学部	子ども教育学科	78	4	320
合 計			278	8	1,120

- 8 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）は、本改正に関わらず、なお従前の学則による。
- 9 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）は、本改正に関わらず、なお従前の学則による。
- 10 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 11 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）は、本改正に関わらず、なお従前の学則による。
- 12 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 13 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 14 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。
- 15 本学則は、令和 5 年 12 月 25 日から施行する。
- 16 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度以前に入学した学生の教育課程（別表 1～4）については、本改正にかかわらず、なお従前の学則による。

別表1 No.1

健康科学部 看護学科

授業科目分類		修得単位数	卒業所要単位数
教養科目	必修科目	15 単位	必修科目 110 単位 選択科目 14 単位以上
	選択科目	8 単位以上	
看護基幹科目	必修科目	31 単位	
	選択科目	4 単位以上	
看護展開科目	必修科目	64 単位	
	選択科目	2 単位以上	

注： 保健師国家試験を受けようとする者は、上記卒業所要単位数のほか、次の選択科目の単位を全て取得しなければならない。公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学 -アセスメント論-、公衆衛生看護学 -保健活動論-、公衆衛生看護学 -地区活動論-、公衆衛生看護学 -アセスメント展開-、公衆衛生看護学 -保健活動展開-、公衆衛生看護学 -地区活動展開-、公衆衛生看護管理論、公衆衛生看護学実習 -保健活動-、公衆衛生看護学実習 -地区活動-。

別表1 No.2

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
教 養 科 目	人間の 尊 厳	建学の精神	講 義	2	必修科目
		生命科学概論	講 義	2	
		生命と遺伝子	講 義	2	
		ヒロシマのこころ	講 義	2	
		法と人権（憲法を含む）	講 義	2	
		心理学	講 義	2	
		哲学	講 義	2	
	人間と 社 会	社会と平和	講 義	2	選択科目※1 8単位以上
		教育概論	講 義	2	
		比較文化論	講 義	2	
		医療経済政策論	講 義	2	
		医療と食	講 義	2	
		ボランティア論	講 義	2	
		公害と環境	講 義	2	
	人 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	コミュニケーション技法	演 習	1	必修科目
		英語ⅠA（読解中心）	演 習	1	
		英語ⅠB（表現中心）	演 習	1	
		英語ⅡA（読解中心）	演 習	1	
		英語ⅡB（表現中心）	演 習	1	
		文章表現法	講 義	2	選択科目※1 8単位以上
中国語入門		演 習	1		
韓国語入門		演 習	1		
スポーツ理論と実技		講 義	2		
小 計				15	必修科目
				8以上	選択科目※1

※1の選択科目のうちから、8単位以上を修得すること

別表1 No.3

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
看護 基 幹 科 目	人 体 の 理 解	人体の構造と機能Ⅰ（基礎）	演 習	2	必修科目
		人体の構造と機能Ⅱ（応用）	演 習	2	
		栄養代謝と臨床生化学	講 義	2	
		病因・病態学	講 義	4	
		生体薬物反応学	講 義	2	
		病態疾患制御学Ⅰ（診断と治療）	講 義	2	
		病態疾患制御学Ⅱ（健康の障害）	講 義	2	
		人間発達学	講 義	2	
		脳の科学	演 習	1	
	生 活 と 健 康	保健医療福祉行政論	講 義	2	選択科目 4単位以上
		医療福祉と経済	講 義	2	
		人間福祉学	講 義	2	
		国際保健学	講 義	2	
		社会と健康	講 義	2	
		人間の行動と健康	講 義	2	
		看護と倫理	演 習	2	
情 報 活 用	看護の法と責務	演 習	2	必修科目	
	情報科学Ⅰ（情報リテラシー）	演 習	1		
	情報科学Ⅱ（保健統計学）	講 義	2		
	情報科学Ⅲ（看護情報学）	演 習	1		
		疫学	講 義	2	
小 計				31	必修科目
				4以上	選択科目

別表1 No.4

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
看護 展 開 科 目	基礎看護技術学	看護学概論	講 義	2	必修科目
		生活援助技術学Ⅰ -日常生活援助技術-	演 習	2	
		生活援助技術学Ⅱ -生体機能管理技術-	演 習	2	
		基礎看護技術学-フィジカルアセスメント-	演 習	1	
		基礎看護技術学実習Ⅰ -基礎的な看護技術実習-	実 習	1	
		基礎看護技術学実習Ⅱ -生活援助実習-	実 習	2	
	専 門 看 護 学	看護診断学	演 習	2	
		発達看護学概論	講 義	2	
		発達看護学 -成人期の看護理論-	講 義	2	
		発達看護学 -成人期の看護技術-	演 習	4	
		発達看護学 -リプロダクティブ・ヘルスと看護理論-	講 義	2	
		発達看護学 -リプロダクティブ・ヘルスと看護技術-	演 習	1	
		発達看護学 -子どもとその家族の看護理論-	講 義	2	
		発達看護学 -子どもとその家族の看護技術-	演 習	1	
		発達看護学 -老年期の看護理論-	講 義	1	
		発達看護学 -老年期の看護技術-	演 習	1	
		発達看護学実習 -成人期の看護-	実 習	6	
		発達看護学実習 -リプロダクティブ・ヘルスと看護-	実 習	2	
		発達看護学実習 -子どもとその家族の看護-	実 習	2	
		発達看護学実習 -老年期の看護-	実 習	4	
		生活習慣と健康障害	演 習	1	
		発達心理学	演 習	1	
		家族看護学	演 習	1	
		障害を持つ子どもと看護	演 習	1	
	がん看護学	演 習	1		
	災害看護学	演 習	1		
	医療と安全	演 習	1		
				必修科目	
				選択科目 2単位以上	
				必修科目	

別表1 No.5

科目区分		授業科目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備考
看護 展 開 科 目	専門看護学	精神保健看護学Ⅰ-理論-	講義	1	必修科目
		精神保健看護学Ⅱ-基本的技術-	演習	1	
		精神保健看護学Ⅲ-応用的技術-	演習	1	
		精神保健看護学実習	実習	2	
	看護の統合	地域看護学概論	講義	2	
		在宅看護論	講義	2	
		在宅看護技術	演習	1	
		在宅看護学実習	実習	2	
		看護サービス管理学	講義	2	
		看護研究	演習	2	
		研究方法論	講義	2	
		課題別統合実習	実習	2	
	保健師課程	公衆衛生看護学概論	講義	2	
		公衆衛生看護学 -アセスメント論-	講義	2	
		公衆衛生看護学 -保健活動論-	講義	2	
		公衆衛生看護学 -地区活動論-	講義	2	
		公衆衛生看護学 -アセスメント展開-	演習	1	
		公衆衛生看護学 -保健活動展開-	演習	1	
		公衆衛生看護学 -地区活動展開-	演習	1	
公衆衛生看護管理論		講義	2		
公衆衛生看護学実習 -保健活動-		実習	2		
公衆衛生看護学実習 -地区活動-		実習	3		
小 計				64	必修科目
				2以上	選択科目
保健師課程修了に必要な最低取得単位数				110	必修科目
				14以上	選択科目
				18	保健師課程
卒業要件（最低取得単位数）				110	必修科目
				14以上	選択科目

注：実習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。

別表 2 No.1

健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻

授業科目分類		修得単位数	卒業所要単位数
基礎分野	必修科目	18 単位	必修科目 112 単位 選択科目 12 単位以上
	選択科目	10 単位以上	
専門基礎分野	必修科目	30 単位	
	選択科目	1 単位以上	
専門分野	必修科目	64 単位	
	選択科目	1 単位以上	

別表 2 No.2

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
基 礎 分 野	人間と生活	建学の精神	講 義	2	必修科目
		心理学	講 義	2	
		ヒロシマのこころ (広島医療と健康)	講 義	2	選択科目 2 単位以上
		生命科学概論	講 義	2	
		哲学	講 義	2	
	社会の理解	法と人権	講 義	2	必修科目
		教育概論	講 義	2	
		比較文化論	講 義	2	選択科目 2 単位以上
		社会と平和	講 義	2	
		医療経済政策論	講 義	2	
		ボランティア論	講 義	2	
	科学的 基盤 思考	アカデミックリテラシー	演 習	2	必修科目
		物理学	講 義	1	
		生物学	講 義	1	
		統計学	講 義	2	
	コミュニケーション	コミュニケーション技法 I	演 習	1	選択科目 2 単位以上
		コミュニケーション技法 II	演 習	1	
		Learner English I	演 習	2	選択科目 2 単位以上
		Communicative English I	演 習	2	
		Academic English I	演 習	2	
Learner English II		演 習	2	選択科目 2 単位以上	
Communicative English II		演 習	2		
Academic English II		演 習	2		
中国語入門		演 習	2	選択科目 2 単位以上	
韓国語入門		演 習	2		
英会話	演 習	2			
小 計				18	必修科目
				10 以上	選択科目

別表 2 No.3

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達	体表解剖学	講 義	1	必修科目
		人間発達学	講 義	1	
		生理学Ⅰ	講 義	1	
		生理学Ⅱ	講 義	1	
		生理学実習	実 習	1	
		解剖学	講 義	2	
		解剖学演習	演 習	2	
		栄養学・生化学	講 義	1	
		運動学	講 義	1	
		運動学実習	実 習	1	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	リハビリテーション医学・医療	講 義	1	
		小児発症疾患の障害学	講 義	1	
		病理学	講 義	1	
		神経内科学総論Ⅰ	講 義	1	
		神経内科学総論Ⅱ	講 義	1	
		一般臨床医学Ⅰ	講 義	1	
		一般臨床医学Ⅱ	講 義	1	
		整形外科総論Ⅰ	講 義	1	
		整形外科総論Ⅱ	講 義	1	
		精神医学総論Ⅰ	講 義	1	
		精神医学総論Ⅱ	講 義	1	
		救急処置法	講 義	1	
		臨床心理学	講 義	1	
	老年期障害学	講 義	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	チーム医療論	講 義	1	
		ヘルスプロモーション論	講 義	1	
		公衆衛生学	講 義	1	
		地域福祉と地域包括ケア論	講 義	1	
医療福祉と経済		講 義	1		
スポーツ理論と実技		講 義	1		
人間の行動と健康		講 義	1		
小 計				30	必修科目
				1 以上	選択科目

別表 2 No.4

科目区分	授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考	
専 門 分 野	基礎理学療法学	理学療法学概論	講 義	1	必修科目
		予防理学療法学	講 義	1	
		理学療法支援工学	講 義	1	
		臨床運動学	講 義	1	
		問題解決型実践演習 I	演 習	1	
		問題解決型実践演習 II	演 習	1	
	管理理学療法	理学療法管理学	講 義	1	
		理学療法倫理学	講 義	1	
	理学療法評価学	基礎理学療法評価学	講 義	1	
		基礎理学療法評価学演習	演 習	1	
		理学療法評価学 I	講 義	1	
		理学療法評価学演習 I	演 習	1	
		理学療法評価学 II	講 義	1	
		理学療法評価学演習 II	演 習	1	
	理学療法 治 療 学	基礎運動療法学	講 義	1	
		物理療法学	講 義	1	
		物理療法学演習	演 習	1	
		小児理学療法学	講 義	1	
		基礎運動療法学演習	演 習	1	
		神経系理学療法学 I	講 義	1	
		神経系理学療法学 II	講 義	1	
		運動器系理学療法学	講 義	1	
		運動器系理学療法学演習	演 習	1	
		神経系理学療法学演習 I	演 習	1	
		神経系理学療法学演習 II	演 習	1	
		小児理学療法学演習	演 習	1	
		義肢学	講 義	1	
		装具学	講 義	1	
		内部障害理学療法治療学 I	講 義	1	
		内部障害理学療法治療学 II	講 義	1	
		内部障害理学療法治療学演習	演 習	1	
		老年期理学療法治療学	講 義	1	
		スポーツ障害理学療法学	講 義	1	
産業理学療法学		講 義	1		
応用理学療法学特論	講 義	1			

別表2 No.5

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
専	地域理学療法学	日常生活活動学	講 義	1	必修科目
		地域理学療法学（含在宅理学療法）	講 義	1	
		生活環境学	講 義	1	
		日常生活活動演習	演 習	1	
門	代替療法	音楽療法	講 義	1	選択科目 1 単位以上
		動物介在療法	講 義	1	
		園芸療法	講 義	1	
分  野	臨床実習	臨床見学実習	実 習	1	必修科目
		臨床地域実習	実 習	1	
		臨床実習学内演習	演 習	1	
		臨床評価実習	実 習	3	
		臨床総合実習Ⅰ	実 習	8	
		臨床総合実習Ⅱ	実 習	7	
研究法	理学療法学研究法	講 義	1	3	
	卒業研究	演 習	3		
小 計				64	必修科目
				1 以上	選択科目
卒業要件（最低取得単位数）				112	必修科目
				12 以上	選択科目

注： 実習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。

別表 3 No.1

健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻

授業科目分類		修得単位数	卒業所要単位数
基礎分野	必修科目	18 単位	必修科目 112 単位 選択科目 12 単位以上
	選択科目	10 単位以上	
専門基礎分野	必修科目	30 単位	
	選択科目	1 単位以上	
専門分野	必修科目	64 単位	
	選択科目	1 単位以上	

別表 3 No.2

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
基 礎 分 野	人間と生活	建学の精神	講 義	2	必修科目
		心理学	講 義	2	
		ヒロシマのこころ (広島医療と健康)	講 義	2	選択科目 2 単位以上
		生命科学概論	講 義	2	
		哲学	講 義	2	
	社会の理解	法と人権	講 義	2	必修科目
		教育概論	講 義	2	
		比較文化論	講 義	2	選択科目 2 単位以上
		社会と平和	講 義	2	
		医療経済政策論	講 義	2	
		ボランティア論	講 義	2	
	科学的思考の基盤	アカデミックリテラシー	演 習	2	必修科目
		物理学	講 義	1	
		生物学	講 義	1	
		統計学	講 義	2	
	コミュニケーション	コミュニケーション技法 I	演 習	1	選択科目 2 単位以上
		コミュニケーション技法 II	演 習	1	
		Learner English I	演 習	2	選択科目 2 単位以上
		Communicative English I	演 習	2	
		Academic English I	演 習	2	
Learner English II		演 習	2	選択科目 2 単位以上	
Communicative English II		演 習	2		
Academic English II		演 習	2		
中国語入門		演 習	2	選択科目 2 単位以上	
韓国語入門		演 習	2		
英会話	演 習	2			
小 計				18	必修科目
				10 以上	選択科目

別表3 No.3

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達	身体機能触診学	講 義	1	必修科目	
		人間発達学	講 義	1		
		生理学Ⅰ	講 義	1		
		生理学Ⅱ	講 義	1		
		生理学実習	実 習	1		
		解剖学	講 義	2		
		解剖学演習	演 習	2		
		栄養学・生化学	講 義	1		
		運動学	講 義	1		
		運動学実習	実 習	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	リハビリテーション医学・医療	講 義	1		
		小児発症疾患の障害学	講 義	1		
		病理学	講 義	1		
		神経内科学総論Ⅰ	講 義	1		
		神経内科学総論Ⅱ	講 義	1		
		一般臨床医学Ⅰ	講 義	1		
		一般臨床医学Ⅱ	講 義	1		
		整形外科総論Ⅰ	講 義	1		
		整形外科総論Ⅱ	講 義	1		
		精神医学総論Ⅰ	講 義	1		
		精神医学総論Ⅱ	講 義	1		
		救急処置法	講 義	1		
		臨床心理学	講 義	1		
		老年期障害学	講 義	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	チーム医療論	講 義	1		選択科目 1単位以上
		ヘルスプロモーション論	講 義	1		
		公衆衛生学	講 義	1		
		地域福祉と地域包括ケア論	講 義	1		
		医療福祉と経済	講 義	1		
		スポーツ理論と実技	講 義	1		
人間の行動と健康		講 義	1			
小 計				30	必修科目	
				1以上	選択科目	

別表 3 No.4

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考	
専 門 分 野	基礎 作業 療法 学	作業療法学概論	講 義	1	必修科目	
		基礎作業学	講 義	1		
		基礎作業学実習Ⅰ	実 習	1		
		基礎作業療法演習	演 習	1		
		基礎作業学実習Ⅱ	実 習	1		
		生活支援計画論	講 義	1		
	管理 学	作業 療法 学	作業療法倫理学	講 義		1
			作業療法管理学	講 義		1
	評 価 学	作 業 療法 学	作業療法評価学	講 義		1
			身体機能評価学演習Ⅰ	演 習		1
			身体機能評価学演習Ⅱ	演 習		1
			発達過程評価学演習	演 習		1
			精神・認知機能評価学演習	演 習		1
	作 業 療法 治 療 学	作 業 療法 治 療 学	日常生活援助学	講 義		1
			日常生活援助学演習	演 習		1
			身体機能作業療法学Ⅰ（中枢神経障害）	講 義		1
			精神機能作業療法学	講 義		1
			身体機能作業療法学演習Ⅰ	演 習		1
			精神機能作業療法学演習Ⅰ	演 習		1
			発達過程作業療法学	講 義		1
			発達過程作業療法学演習Ⅰ	演 習		1
			発達過程作業療法学演習Ⅱ	演 習		1
			作業療法治療学総論（理論）	講 義		1
			身体機能作業療法学Ⅱ（内部障害・運動器系）	講 義		1
			身体機能作業療法学演習Ⅱ	演 習		1
			高次脳機能作業療法学	講 義		1
			高次脳機能作業療法学演習	演 習		1
			高齢期作業療法学	講 義		1
			高齢期作業療法学演習	演 習		1
義肢学（演習を含む）			講 義	1		
装具学（演習を含む）			講 義	1		
精神機能作業療法学演習Ⅱ			演 習	1		
作業療法特論			講 義	1		

別表3 No.5

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数	備 考
専	地域作業療法学	職業関連活動学	講 義	1	必修科目
		生活関連機器論（含生活環境学）	講 義	1	
		地域作業療法学	講 義	1	
		地域作業療法学演習	演 習	1	
門	代替療法	音楽療法	講 義	1	選択科目 1単位以上
		動物介在療法	講 義	1	
		園芸療法	講 義	1	
		回想療法	講 義	1	
分	臨床実習	臨床見学実習	実 習	1	必修科目
		臨床技能演習	演 習	1	
		基礎臨床実習Ⅰ	実 習	4	
		基礎臨床実習Ⅱ	実 習	8	
		地域臨床実習	実 習	1	
		総合臨床実習	実 習	9	
野	卒業研究	作業療法学研究法	講 義	1	
		卒業研究Ⅰ	演 習	1	
		卒業研究Ⅱ	演 習	1	
小 計				64	必修科目
				1以上	選択科目
卒業要件（最低取得単位数）				112	必修科目
				12以上	選択科目

注： 実習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。

別表 4 No.1

子ども教育学部 子ども教育学科

授業科目分類	修得単位数		卒業所要単位数
基礎教養科目	小学校教育コース	25 単位以上	小学校教育コース 125 単位以上  初等教育コース 125 単位以上
	初等教育コース		
	保育・幼児教育コース		
	特別支援教育コース		
	ジュニアスポーツ教育コース	24 単位以上	
専門基礎科目	小学校教育コース	67 単位以上	保育・幼児教育コース 124 単位以上  特別支援教育コース 125 単位以上
	初等教育コース	67 単位以上	
	保育・幼児教育コース	66 単位以上	
	特別支援教育コース	67 単位以上	
	ジュニアスポーツ教育コース	81 単位以上	
専門発展科目	小学校教育コース	33 単位以上	ジュニアスポーツ教育コース 125 単位以上
	初等教育コース		
	保育・幼児教育コース		
	特別支援教育コース		
	ジュニアスポーツ教育コース	20 単位以上	

別表 4 No.2

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
基 礎 教 養 科 目	学 び の 基 礎	建学の精神	講 義	2
		ヒロシマのこころ	講 義	2
		法と人権（憲法を含む）	講 義	2
		コミュニケーション技法	演 習	1
		学びのベーシック（1）	講 義	2
		学びのベーシック（2）	演 習	2
		ビブリオバトル入門	演 習	2
	人 間 と 科 学	生命倫理学	講 義	2
		心理学	講 義	2
		人体のしくみとケア論	講 義	2
		経済学と医療	講 義	2
		社会と平和	講 義	2
		国際協力論	講 義	2
		社会と健康	講 義	2
		比較文化論	講 義	2
		メディアと人間文化	講 義	2
		人間と環境	講 義	2
		生涯学習論	講 義	2
		ライフマネジメント	講 義	2
	人 と コ ミ ュ ニ ケ ー シ ヨ ン	英語 I A（読解中心）	演 習	1
		英語 I B（表現中心）	演 習	1
		英語 II A（読解中心）	演 習	1
		英語 II B（表現中心）	演 習	1
		英語コミュニケーション	演 習	1
		文章表現法	演 習	2
		中国語入門	演 習	1
		韓国語入門	演 習	1
	情 報 処 理	情報活用演習 I	演 習	1
		情報活用演習 II	演 習	1
		情報と倫理	講 義	2
		統計解析入門	講 義	2

別表 4 No.3

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
専 門 基 礎 科 目	子 ど も 理 解	保育の発達心理学	講 義	2
		子ども家庭支援の心理学	講 義	2
		子ども理解と援助	演 習	1
		子どもの保健	講 義	2
		子どもの健康と安全	演 習	1
		子どもの食と栄養	演 習	2
		世界の子どもと教育	講 義	1
	教 科 の 基 礎	初等国語（書写を含む）	講 義	2
		初等算数	講 義	2
		初等生活	講 義	2
		初等音楽	講 義	2
		図画工作	講 義	2
		初等体育	講 義	2
		初等社会	講 義	2
		初等理科	講 義	2
		初等家庭	講 義	2
		初等英語	講 義	2
		幼児と環境	講 義	2
		幼児と健康	講 義	2
		幼児と言葉	講 義	2
		幼児と人間関係	講 義	2
		幼児と表現	講 義	2
	保 育 の 基 礎	子ども家庭福祉	講 義	2
		社会福祉	講 義	2
		社会的養護 I	講 義	2
		保育内容総論	演 習	2
		保育内容（環境）	演 習	2
		保育内容（健康Ⅰ）	演 習	2
		保育内容（健康Ⅱ）	演 習	2
		保育内容（言葉）	演 習	2
		保育内容（人間関係）	演 習	2
		保育内容（表現Ⅰ）	演 習	2
保育内容（表現Ⅱ）		演 習	2	
保育内容（表現Ⅲ）		演 習	2	
ピアノ技法Ⅰ		演 習	2	
ピアノ技法Ⅱ	演 習	2		

別表 4 No.4

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
専 門 基 礎 科 目	教 職 専 門	教職入門	講 義	2
		教育の原理	講 義	2
		教育課程論	講 義	2
		教育行政学	講 義	2
		特別活動指導法	講 義	2
		教育方法論（幼・小）	講 義	2
		教育方法論（小・中・高）	講 義	2
		教育心理学	講 義	2
		生徒・進路指導論	講 義	2
		教育相談	講 義	2
		学校経営論	講 義	2
		道徳教育指導法	講 義	2
		初等国語科教育法	講 義	2
		初等社会科教育法	講 義	2
		初等算数科教育法	講 義	2
		初等理科教育法	講 義	2
		初等生活科教育法	講 義	2
		初等音楽科教育法	講 義	2
		図画工作科教育法	講 義	2
		初等体育科教育法	講 義	2
	初等家庭科教育法	講 義	2	
	初等英語科教育法	講 義	2	
	総合的な学習の時間指導法	講 義	2	
	ICT 活用の理論と実践	演 習	1	
	特 別 支 援 教 職 専 門	特別支援教育総論	講 義	2
		肢体不自由児の心理・生理・病理	講 義	2
		病弱児の心理・生理・病理	講 義	2
		知的障害児教育	講 義	2
		肢体不自由児教育	講 義	2
病弱児教育		講 義	2	
知的障害児の心理・生理・病理		講 義	2	
知的障害児のアセスメント	講 義	1		

別表 4 No.5

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
専門基礎科目	ジュニアスポーツ教職専門	体育方法学・実習（器械運動）	実 習	1
		体育方法学・実習（陸上）	実 習	1
		体育方法学・実習（水泳）	実 習	1
		体育方法学・実習（バスケットボール）	実 習	1
		体育方法学・実習（バレーボール）	実 習	1
		体育方法学・実習（ソフトボール）	実 習	1
		体育方法学・実習（柔道）	実 習	1
		体育方法学・実習（ダンス）	実 習	1
		体育方法学・実習（アダプテッド・スポーツ）	実 習	1
		体育方法学・実習（体づくり運動・集団行動）	実 習	1
		スポーツ倫理・原理(含スポーツ法)	講 義	1
		スポーツ運動学	講 義	1
		スポーツ心理学	講 義	1
		スポーツ社会学	講 義	1
		スポーツ史	講 義	1
		運動生理学	講 義	1
		公衆衛生学	講 義	2
		学校保健（小児保健・精神保健・救急処置）	講 義	2
		保健体育科教育論Ⅰ	講 義	2
		保健体育科教育論Ⅱ	講 義	2
	保健体育科指導法Ⅰ	講 義	2	
	保健体育科指導法Ⅱ	講 義	2	
	保育の理解	保育者論	講 義	2
		保育原理	講 義	2
		保育の計画と評価	講 義	2
		乳児保育Ⅰ	講 義	2
		乳児保育Ⅱ	演 習	1
		幼児理解の理論と方法	講 義	2
		障害児保育	演 習	2
		社会的養護Ⅱ	演 習	1
		児童文化	演 習	1
		保育マネジメント	講 義	1

別表 4 No.6

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
専 門 発 展 科 目	地域社会の理解 子育て支援と	子ども家庭支援論	演 習	2
		子育て支援論	講 義	1
		学童保育論	講 義	1
		ボランティア論	講 義	2
	ケアの教育	特別支援教育	講 義	2
		療育 I	講 義	2
		療育 II	講 義	2
		病弱児保育論	講 義	2
		発達障害カウンセリング論	演 習	1
		医療福祉カウンセリング論	講 義	2
		小児保健学概論	講 義	1
		児童ソーシャルワーク	講 義	1
		QOL 概論	講 義	1
	特別支援教育	視覚障害児の心理・生理・病理と指導	講 義	2
		聴覚障害児の心理・生理・病理と指導	講 義	2
		知的障害児教育実践演習	講 義	2
		発達障害児の心理・生理・病理と指導	講 義	2
		重複障害児教育	講 義	1
	教育・保育の実践	初等教育実習事前事後指導	講 義	2
		教育実習事前事後指導（中・高）	講 義	2
		教育実習（中・高）	実 習	4
		初等教育実習 I	実 習	2
		初等教育実習 II	実 習	4
		介護等体験 I	実 習	1
		介護等体験 II（事前・事後指導）	演 習	1
		特別支援教育実習	実 習	2
		特別支援教育実習（事前・事後指導）	講 義	1
		保育実習 I	実 習	4
		保育実習事前事後指導 I	演 習	2
		保育実習 II	実 習	2
		保育実習事前事後指導 II	演 習	1
		保育実習 III	実 習	2
保育実習事前事後指導 III	演 習	1		

別表4 No.7

科目区分		授 業 科 目	講義・演習 ・実習の別	単位数
専 門 発 展 科 目	教 育 ・ 保 育 の 研 究	教職実践演習	演 習	2
		保育実践演習	演 習	2
		指導案実践研究	演 習	2
		子どもの生活と遊びの探求Ⅰ	演 習	2
		子どもの生活と遊びの探求Ⅱ	演 習	2
		特別研究Ⅰ	演 習	2
		特別研究Ⅱ	演 習	2
		卒業研究	演 習	4
	キ ャ リ ア 支 援	キャリア教育Ⅰ	演 習	1
		キャリア教育Ⅱ	演 習	1
		キャリア教育Ⅲ	演 習	1
		キャリア教育Ⅳ	演 習	1

別表5

## 入学検定料

入 学 検 定 料	30,000円
-----------	---------

別表6

## 学 費

学部・学科・専攻	入学金 (入学時のみ)	授業料 (年額)	施設設備費
健康科学部 看護学科	250,000円	前期 650,000円	前期 100,000円
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻		後期 650,000円	後期 100,000円
子ども教育学部 子ども教育学科	200,000円	前期 390,000円 後期 390,000円	前期 100,000円 後期 100,000円